

令和3年度ハンセン病問題対策協議会議事次第

日 時：令和3年11月30日（火）

14：00～16：00

場 所：霞山会館（紅梅・翠竹）

1 挨拶

厚生労働副大臣

統一交渉団代表

2 議 題

- （1）謝罪・名誉回復
- （2）社会復帰・社会内生活支援
- （3）在園保障
- （4）真相究明
- （5）将来構想
- （6）元患者家族に対する施策について
- （7）ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

3 その他

（配付資料）

- 資料1 令和3年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書
- 資料2 書面回答
- 資料3 令和2年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項
- 資料4 社会復帰・社会生活支援について（事前照会回答）
- 資料5 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
- 資料6 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- 資料7 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

令和3年度ハンセン病問題対策協議会出席者名簿

令和3年11月30日

(厚生労働省)

厚生労働副大臣	佐藤 英道
健康局長	佐原 康之
大臣官房審議官(医政等担当)	大坪 寛子
医政局医療経営支援課長	岩下 正幸
医政局医療経営支援課	
国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室長	新川 浩二
医政局医療経営支援課政策医療推進官	田中 彰子
健康局難病対策課長	蓑原 哲弘

(ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会)

会長	志村 康 ※
副会長	柴田すい子 ※
事務局長	豎山 勲
退所者(全退連会長)	知念 正勝 ※
退所者	宮良 正吉 ※
退所者	中 修一 ※
退所者	石山 春平

(全国ハンセン病療養所入所者協議会)

会長	森 和男 ※
事務局長	藤崎 陸安 ※
非常勤中央執行委員	小鹿美佐雄 ※
非常勤中央執行委員	屋 猛司 ※
非常勤中央執行委員	山口 文夫 ※

(ハンセン病家族訴訟原告団)

団長	林 力 ※
副団長	黄 光男
遺族	匿 名

(ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会)

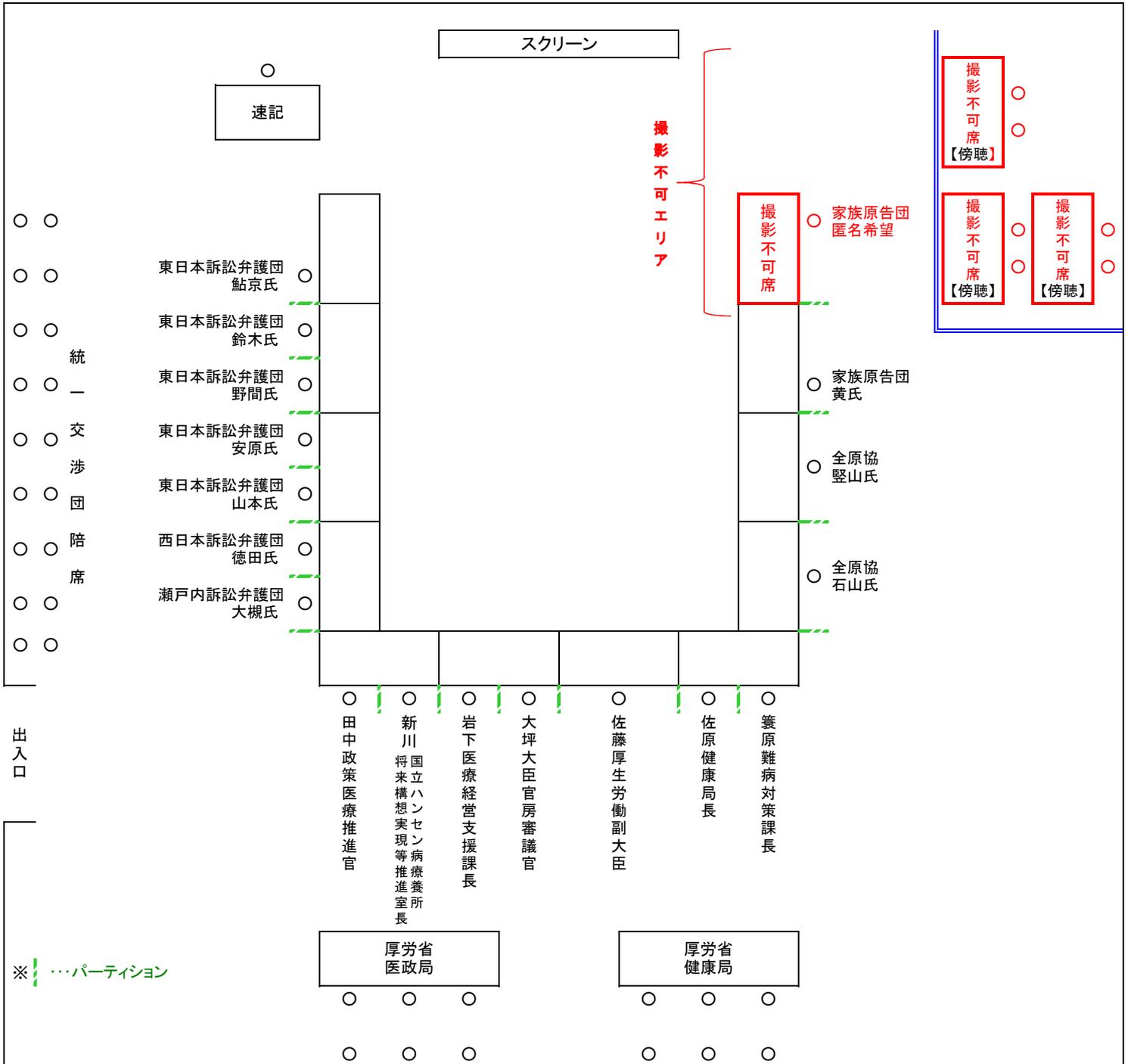
東日本訴訟弁護士団	安原 幸彦
東日本訴訟弁護士団	野間 啓
東日本訴訟弁護士団	山本 晋平
東日本訴訟弁護士団	鈴木 敦士
東日本訴訟弁護士団	鮎京眞知子
西日本訴訟弁護士団	徳田 靖之
瀬戸内訴訟弁護士団	大槻 倫子

※…………オンライン参加

令和3年度ハンセン病問題対策協議会

令和3年11月30日(火) 14:00~16:00

霞山会館 紅梅(Room2)・翠竹(Room3)



※以下の方々はオンライン(Zoom)参加

- 全原協: 志村氏、柴田氏、知念氏、宮良氏、中氏
- 全療協: 森氏、藤崎氏、小鹿氏、屋氏、山口氏
- 家族原告団: 林氏

2021年8月3日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

令和3年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会
ハンセン病家族訴訟原告団

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 基本方針の確認
今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 追悼式出席者に対する旅費支給
追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

- 1 基本方針の確認
ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。
- 2 医療・介護制度改善に向けての取組み
地域において、足底瘡孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現されたい。また、医療、介護制度について必要な情報を積極的に提供されたい。

特に、沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会、沖縄県ゆいな協会、自治体等の関係者との意見交換をされたい。

3 回復者等相談事業の拡充について

適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現されたい。また、全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー当の専門家相談員を配置されたい。

特に、回復者の多い沖縄県においては、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図られたい。

再入所の原因を分析し、相談支援体制を充実されたい。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を早急に実施されたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等に基づき、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫や医師偏在対策におけるハンセン病療養所の位置づ

けなどにより、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

特に、医師確保の困難が隔離政策に起因していること、国の政策が医師偏在状況を生み出したこと、それにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があること（その最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にある）に鑑み、ハンセン病療養所における医師の業務の特殊性及び上記のハンセン病療養所における医師確保に関する国の責務に基づき、上記待遇格差の解消及び宿日直等手当の抜本的増額等の特別の施策を講じられたい。

なお、特命副園長制度に関して、運用状況等を回答されたい。

（趣旨・理由）

平成26年11月18日には、参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていたが、さらに令和元年の基本法改正により、第11条が「医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実」という文言に改正され、医療介護の「充実」のための措置が一層求められることとなった。その上で、第11条の2の追加により、国立ハンセン病療養所の医師の兼業規制が緩和された。療養所と地域医療ネットワークとの連携に資すること等が望まれる。13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146であるところ、現員は115名（令和3年5月1日現在）に留まり、また、多くの医師は数日のみハンセン病療養所での診療を行うなど実際上の常勤医はそれより一層少なく、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」には未だほど遠いのが現状である。入所者の生命健康に直接かかわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。関係者の尽力により本年4月をもって駿河療養所における園長の不在（兼任）が解消されたことは評価できるが、未だ副園長不在が5園ある（松丘保養園、栗生楽泉園、長島愛生園、大島青松園、星塚敬愛園）。医師の不足のため、管理職たる園長等まで当直を行わなければならない等、重い負担となっている状況がある。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（2020年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約2020万円、副院長約1980万円、部長約1860万円、医長約1690万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、園長・副園長等の管理

職の待遇格差が大きくなる問題（特に国家公務員医療職（一）でない立場にある外部の医師を招こうとする場合に大きな格差が顕在化する）に関し、平成31年度より俸給調整額の対応により改善がなされたことについて一定の評価をするものであるが、待遇格差の解決という観点からは、決して十分な内容とは言い難い。

この待遇格差が厳然として存在すること、及びその影響による医師の数及び質の確保の困難・各療養所における負担は、昨年の本協議における確認に基づき令和3年3月11日に実施（Web開催）された「医師確保のための協議」（本省、各園施設長、自治会各支部長を含む統一交渉団）においても、改めて明らかにされたところである。

国立ハンセン病療養所の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における確認事項等に基づき、最重要課題としての取組みを求める。

3 職員問題について

(1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ（94の減、3の増、△91）、令和3年度においては感染対策の強化のため一定の定員増がなされたものの、なお定員減が継続している（89の減、37の増、△52）。これらの大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難い。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりに要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとはいえない。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職

員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

- (3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。
- (4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。
- (5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかとの懸念がある。介護三交替導入を契機に退職を余儀なくされた実例もあり見逃すことは出来ない。介護員の夜間手当が月額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの意見聴取等が重要であること

（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

- (6) 上記（1）、（2）及び（5）に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組（定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制）について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

- (1) 過去5か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、開催時期等について考慮を要するものの、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。
- (2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去3回の外部委員研修における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であることが明らかとなったため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。
- (2) 船舶運航関連施設の改善整備を早急に実現するため関連自治体との連携協力ならびに地元ステークホルダーとの調整に積極的に取り組まされたい。
- (3) 昨年2月以降、各療養所においても、新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、昨年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった（療養所によるが一律の面会・交流の禁止に近い状況も見られた）。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、そもそも、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害か

らの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、現時点において、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。ところが、昨年来の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいふべき事態が生じているとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況となっている。

厚生労働省は、物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい（なお、ワクチン接種等による状況の変化が見込まれるが、昨年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、ワクチン接種しない入所者・外部関係者があり得ることやウィルス変異型への懸念等により、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定し、従前の措置を漫然と継続するのではなく、改めて、今後の具体的方策に関する見直しが必要とされるべきである）。

- (4) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各療養所における現状（新型コロナウイルス感染拡大以前の状況を含む）を回答されたい。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

第4 真相究明

1 歴史的建造物・史跡等保存について

- (1) 大島青松園・霊交会教会堂の緊急補修の進捗について報告を求める。
- (2) 各ハンセン病療養所からの永続保存対象リストの提出、並びに、これを具体化するための療養所ワーキングチーム会議の開催につき、現状を報告

されたい。

- (3) 各療養所ワーキングチーム会議で合意された建造物史跡等の永続的保存計画については、厚生労働省はこれを尊重し、令和3年末を目処に歴史的建造物保存等検討会を開催して確認を得た上、令和4年の翌年度予算概算要求に必要な工事費用を組み入れて、令和5年度から計画着手ができるよう、最大限の努力を求める。

2 社会交流会館について

- (1) 各療養所の社会交流会館における地域交流と歴史保存啓発活動の積極的推進をはかるために、統一交渉団との継続的協議の場を設置されたい。
- (2) 上記協議を行う前提として、各療養所の社会交流会館の現状について調査報告を求める。特に、下記事項について整理した資料を提出されたい。

- ①学芸員等職員の人的体制
- ②交流室・研修室・展示室・資料収蔵室等の配備
- ③当該療養所内の歴史資料（事務文書や医療関係等の公文書を含む）に関する整理保存活動への取り組み状況
- ④当該社会交流会館の当面の課題

- 3 菊池医療刑務支所の歴史の普及啓発を、菊池恵楓園の新装社会交流会館で今後どのように実現していくのか、具体的に説明されたい。

- 4 医療基本法については、従来の共同骨子を発展させた医療基本法要綱案が、全原協、全療協を含む45団体の連名で、厚生労働省及び医療基本法制定をめざす議員連盟宛に提案されているところである。このような状況を踏まえ、従来どおり、基本的方向性を共有し、その制定に向けて必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

第5 将来構想

1 問題の所在

- (1) 昨年の定期協議において確認された永続化についての意見交換会（所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を含む）が全く開催されていない。
- (2) 全療協では、有識者会議に諮問して、療養所の将来構想と永続化に関し提言を策定し、厚労省に提出しているが、この提言についての意見交換の場が設定されないままに経過しており、この提言を今後の施策に反映して

いく可能性が検討されていない。

2 要求事項

- (1) 療養所の永続化について、早急に意見交換会を再開すべきであり、療養所所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を検討されたい。
- (2) 全療協有識者会議が策定した将来構想、永続化に関する提言について、これを今後の施策に反映させることについての適否を検討するために、作業部会を設置されたい。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

家族が相互に交流することを通じて自身の被害回復および家族関係の回復等を図るために、家族交流会事業を着実に実施すること、また、家族の社会参加を促進し、偏見差別の解消を図るために、講師等派遣事業を積極的に実施することを確認されたい。

なお、上記各事業の実施に際しては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと。
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること。

- (3) 各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること。

第7 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

1 問題の所在

(1) 「患者血統家族調」の流出問題について

明治22年に全国的に実施された「癩病患者並血統家系調」の一部が、流出し、ネットオークションにかけられたという問題は、重大な人権侵害であり、この種の文書が、全国各地の公的機関だけでなく、私人によって保持されている可能性を明らかにしたものである。現在流出元とされている長野県において、調査等がなされているが、都道府県レベルの調査には、限界があり、厚生労働省としても、隔離政策を推進してきた立場から、この問題について、関係各省庁と連携しつつ、適切な対応をとるべき責任がある。

しかるに、この問題が明らかになって以降、厚労省は、この問題の重大性を認識しないままに何らの施策も講じていない。

(2) 全国の療養所に保存されている資料の今後の保存・管理の在り方について

私立の療養所を含めて、各地のハンセン病療養所には、入所者のカルテや解剖承諾書その他の個人情報を始めとして、膨大な文書や標本等の資料が保存されている。しかしながら、これらの文書類については、その保存・管理に関する法律的な根拠が明確にされておらず、今後における流出や廃棄の危険性が指摘されている。このため、これらの資料の保存状況の調査と今後における管理の在り方を早急に検討し、必要な法整備を含めた対策を策定する必要がある。

2 要求事項

- (1) 厚生労働省として、台帳流出問題に対して、どのような方針のもとで、どのような調査を行い、再発防止策を策定する考えでいるのか明らかにされたい。
- (2) 以上の2つの課題の今後の対処方針を具体化するために、有識者を交えての作業部会を設置されたい。

以上

令和 3 年度
ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答

令和 3 年 11 月
厚生労働省

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

(回答)

今後とも、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨を十分に踏まえつつ、皆様のご意見を伺いながら、途切れなくハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等を実施することを通して、元患者やご家族の皆様の名誉回復を図ってまいります。

2 追悼式出席者に対する旅費支給

追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議されたい。

(回答)

追悼式で挨拶をされない方々を含む出席者の方々の旅費については、平成30年度協議会でのご要望も踏まえ、令和元年度より予算化しました。

今後とも、予算の確保に努めるとともに、旅費支給の対象範囲の明確化については、引き続き弁護士と協議してまいります。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

(回答)

今後とも、法律や「基本合意書」の趣旨等を踏まえ、また、引き続き、皆様からのご意見も伺いながら、必要な施策の充実に向け、できる限り努力してまいります。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

地域において、足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現されたい。また医療、介護制度について必要な情報を積極的に提供されたい。

特に、沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者との意見交換をされたい。

(回答)

地域におけるハンセン病特有の後遺症を有する方々への支援については、まずは退所者の方が多い沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会の皆様や沖縄県ゆうな協会、沖縄県庁などの関係者と意見交換を行ってきています。

引き続き、退所者の会をはじめとする皆様のご意見を伺いつつ、関係者とも相談しながら、地域での相談会や医療従事者向けの研修等を実施するなどの施策を具体化させていく所存です。

3 回復者等相談事業の拡充について

適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現されたい。また、全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。

特に、回復者の多い沖縄県においては、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図られたい。

再入所の原因を分析し、相談支援体制を充実されたい。

(回答)

社会啓発推進・相談事業については平成28年度より、地域の実情に応じた社会啓発を推進するとともに、社会で不安を抱える退所者等に対して相談等を行うための経費を措置しています。

同事業が効果的かつ円滑に実施されるよう、今後も皆様のご意見も伺いながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

沖縄県における退所者、非入所者への支援については、沖縄県ゆうな協会や関係機関とともに、本島・離島それぞれの課題と対応策について話し合いを進めており、今後とも、沖縄県の退所者・非入所者の皆様のご意見も伺いつつ、検討してまいります。

相談支援体制の充実については、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を早急を実施されたい。

(回答)

非入所者給与金受給者のご遺族に対する経済的支援については、平成30年度の「現況届」に併せて再度アンケート調査を実施し、その中でさらに聞き取り調査に同意をいただいた非入所者に対して、一昨年度、弁護士団の皆様にもご協力いただき、個別の聞き取り調査を行いました。

引き続き、弁護士団と連携の上、生活実態等について聞き取り調査を行う予定であり、その調査結果を踏まえ、引き続き作業部会において、促進法の基本理念に照らし、経済的支援の在り方について検討してまいります。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

(回答)

入所者の皆様に対する在園保障については、これまでの当協議会の確認事項において、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認しています。

引き続き、入所者の皆様の視点に立った施策を推進し、療養環境の充実を図るとともに、ハンセン病問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等に基づき、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫や医師偏在対策におけるハンセン病療養所の位置づけなどにより、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

特に、医師確保の困難が隔離政策に起因していること、国の政策が医師偏在状況を生み出したこと、それにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があること（その最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にある）に鑑み、ハンセン病療養所における医師の業務の特殊性及び上記のハンセン病療養所における医師確保に関する国の責務に基づき、上記待遇格差の解消及び宿日直等手当の抜本的増額等の特別の施策を講じられたい。

なお、特命副園長制度に関して、運用状況等を回答されたい。

（回答）

国立ハンセン病療養所の医師については、本年5月時点で定員146人に対し現員が115人と、31人の欠員が生じているものの、昨年度同時期と比較すると3人増となっています。

また、2年間不在であった駿河療養所長について、本年4月1日に配置することができました。

しかし、多くの療養所がへき地・離島に所在していることや給与等の処遇面が民間と比較して低いことなどの要因により、依然として欠員が生じています。

このため、令和4年度要求においては、初任給調整手当や医師の宿日直手当の増額などを要求しているところです。

この他に、令和3年度から、65歳を超え常勤職員として採用ができない者を、非常勤職員の副園長として採用することにより、園長、副園長を補佐できる人材を確保するため特命副園長制度を創設しました。

制度創設の本年4月以降、大学、公立病院等関係機関に継続的に働きかけを行ってきたところであり、現在、来年4月の採用に向けて最終の調整をしているところです。

また、その他の取組として、新型コロナウイルスの影響下ではあるも

の、WEB 等も活用して関係自治体、主要大学の医学部、国立病院機構などの機関に対する医師確保の働きかけを実施するとともに、オンラインによる全国的な病院説明会への参加など PR 活動を進めています。

その結果、この1年間（令和2年11月～）において、合計で6人の医師を確保できました。

上記の他、医師の適正な処遇確保の一環として、施設長連絡会議（令和3年7月）において、

- ① 医師が宿日直勤務中に一定の時間を超える診療行為等を行った場合の超過勤務手当
- ② 園長、副園長などが休日夜間に診療や諸行事に出席した際の管理職特別勤務手当

の支給について、支給対象になり得ることを改めて周知を図りました。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、医師確保に取り組んでまいります。

3 職員問題について

- (1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ（94の減、3の増、△91）、令和3年度においては感染対策の強化のため一定の定員増がなされたものの、なお定員減が継続している（89の減、37の増、△52）。これらの大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難い。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(回答)

平成26年8月に、統一交渉団との間で締結した合意書では、

- ・ 平成31年度以降は、定員を継続的に減少させていくが、その際の「入所者1人当たりの定員」については平成30年度時点の水準を下回らないこと

を目指すこととされてます。

入所者の皆様においては、高齢化の進展により、職員の看護・介護

によらなければ日々の生活を維持することが困難になっている方も増えており、入所者の皆様が良好で平穏な生活を営めるよう療養環境を充実させていくことは重要な課題であると認識しています。

このため、定員削減数について、本年2月以降、関係省庁と折衝し理解を得て、当初の計画である▲92人から28人減らして▲64人で調整したところです。また、令和4年度定員要求において、19人の新規増員要求を行っています。

この他、令和3年度に創設した雇用継続職員制度について、44人の定数に対して令和4年度は+34人の増員を要求するとともに、再任用短時間職員についても223人の定数に対して+5人の増員を要求し、医療及び介護体制の充実を図っています。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、必要な人員の確保に取り組んでまいります。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとはいえない。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

(回答)

期間業務職員については、療養所の運営に必要な職員を採用することが可能になるよう、柔軟な運用を維持しつつ、必要な介護体制の確保を図っていくことが重要と考えています。

このため、令和3年度から、介護員については、各療養所が入所者自治会等とも調整の上で本省に協議した必要数を踏まえて、予め定数を配付し、その範囲内で各療養所での採用を可能とする運用としました。

また、その他の職種についても、個別に本省に協議することにより、各療養所が必要とする職種及び人数が柔軟に採用できるよう運用を図ったところです。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

(回答)

厳しい定員事情にあるものの、入所者の高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大等を勘案し、令和3年度については48名の賃金職員・期間業務職員を定員化しました。

また、昭和58年の閣議決定により、介護員以外の技能・労務職員等の定員化は困難ですが、期間業務職員については、現在、調理師及び電気・水道・ボイラー等ライフライン関連業務等職員について新規採用を可能としています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。

(回答)

今後とも、必要に応じて期間業務職員等の確保を行うとともに、業務委託を行う場合については、入所者の皆様に良質な療養環境の提供が図られるよう適切に対応してまいります。

(5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかと懸念がある。介護三交替導入を契機に退職を余儀なくされた事例もあり見逃すことは出来ない。介護員の夜間手当が日額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの意見聴取等が重要であること（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

(回答)

介護員三交替制勤務の導入にあたっては、入所者の療養環境を第一に考え、各療養所の幹部会議や管理診療会議等で夜間介護の必要性や業務内容、配置人員等の確認・検討し、全療協や入所者自治会等の必要な関係者の理解を得た上で実施すべきと考えています。

また、介護員の夜間業務にかかる手当額については、令和元年度より増額が認められたところではありますが、さらに改善が図られるよう、令和4年度要求においても増額要求を行っています。

(6) 上記(1)及び(5)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組（特に、定員及び人員確保の方針、並びに介護員の三交替制）について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

(回答)

ご要望の点については、必要に応じて、今後も協議の形態や協議する内容等を相談してまいります。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

(1) 過去5か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、開催時期等について考慮を要するものの、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

(2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去3回の外部委員研修における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であることが明らかとなったため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

(回答) (1)と(2)まとめて回答

入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制の構築は重要な課題と認識しており、統一交渉団、療養所長、厚生労働省による『人権擁護のための委員会組織の協議』を本年3月に開催しました。

また、外部委員に対する研修についても、ハンセン病療養所の歴史や経緯、各療養所における取組の状況等を理解していただくことは重要であると認識しており、『人権擁護に関する委員会の外部委員に対する研修』を本年5月に開催しました。

今後の開催時期や開催方法について、関係者にご相談しながら進めてまいります。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

(1) 大島青松園に関し、船舶(官用船及び民間委託船)の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとって極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。

引き続き、大島青松園の入所者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう船舶を安全かつ安定的に運航するようしっかり取り組んでまいります。

(2) 船舶運航関連施設の改善整備を早急に実現するため関連自治体等との連携協力ならびに地元ステークホルダーとの調整に積極的に取り組まれたい。

(回答)

大島港の棧橋整備については、大島港の港湾管理者である高松市が防波堤、護岸改良工事等を担い、厚生労働省が浮棧橋設置を担うことで合意し、大島港の整備に向けて進めています。

浮棧橋設置に向けては、現在、実施設計を行っており、先月（10月22日）に高松市副市長と懇談し、早期着工に向け依頼・確認しました。

大島港の早期整備に向け、引き続き関係者とも連携のうえ進めてまいります。

(3) 昨年2月以降、各療養所においても、新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、昨年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった（療養所によるが一律の面会・交流の禁止に近い状況も見られた）。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、そもそも、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、現時点において、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。ところが、昨年来の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいえるべき事態が生じているとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況となっている。

厚生労働省は、物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい。（なお、ワクチン接種等による状況の変化が見込まれるが、昨年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、ワクチン接種しない入所者・外部関係者があり得ることやワクチン変異型への懸念等により、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定し、従前の措置を漫然と継続するのではなく、改めて、今後の具体的方策に関する見直しがなされるべきである。）

(回答)

高齢化が進む入所者の感染防止対策については、各療養所において入所者自治会とも調整の上、職員・入所者が一丸となって感染防止対策を徹底し、万全の態勢を講じてきたものと承知しており、その結果、現在まで入所者の感染事例は発生していません。

他方、療養所外の知人等、地域との交流も大変重要であると認識しており、昨年にはオンラインでの面会を可能とするための環境整備を全療養所で進めました。

引き続き、必要な環境整備を進め、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう努めてまいります。

(4) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各療養所における現状（新型コロナウイルス感染拡大以前の状況を含む）を回答されたい。

(回答)

各療養所における訪問手段については、電車、バス、タクシー等の公共交通機関を利用されています。

令和2年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項に基づき、各国立ハンセン病療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各国立ハンセン病療養所の入所者の意向を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

国立ハンセン病療養所における公共交通機関

施設名	最寄り駅	交通機関	距離	時間
松丘保養園	JR・津軽新城駅→松丘保養園前	市営・弘南バス	1.2km	3分
	JR・新青森駅南口	タクシー	1.5km	3分
東北新生園	JR・瀬峰駅→東北新生園前	宮城交通バス	4.2km	8分
栗生楽泉園	草津温泉バスターミナル	タクシー	2.8km	5分
多磨全生園	西武線・清瀬駅→全生園南	西武バス	2.2km	8分
	西武線・久米川駅→全生園前	西武バス	2.6km	9分
	JR・新秋津駅→全生園前	西武バス	2.2km	5分
駿河療養所	JR・岩波駅	タクシー	3.7km	8分
長島愛生園	JR・邑久駅→愛生園	両備バス	22.3km	47分
邑久光明園	JR・邑久駅→光明園	両備バス	19.3km	40分
大島青松園	JR・高松駅	官用船	8.2km	25分
菊池恵楓園	熊本電鉄・再春医療センター前駅	徒歩	0.7km	8分
星塚敬愛園	鹿屋バスターミナル→敬愛園前	鹿児島交通バス	8.3km	15分
奄美和光園	奄美空港→和光園前	しまバス	27.4km	40分
沖縄愛楽園	名護バスターミナル→済井出	琉球バス/沖縄バス (共同運行)	14.9km	29分
宮古南静園	宮古空港→北小前	宮古協栄バス	7.3km	17分
	北小前→南静園	八千代バス	5.9km	17分

※各療養所の最寄りの駅、停留所までの公共交通機関

6. 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟、不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

（回答）

療養所の人員配置や組織体制に関するものについては、施設長の責任と権限において実施すべきものです。

しかしながら、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全療協や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、十分な理解を得た上で実施してまいります。

第4 真相究明

1 歴史的建造物・史跡等保存について

(1) 大島青松園・霊交会教会堂の緊急補修の進捗について報告を求める。

(回答)

平成30年度中に調査を終え、令和元年度に設計業務の調達を行ったものの不落となり、令和2年度に改めて設計業務の調達を行い、今年度、無事設計業務を終えたところであり、令和4年度から工事を行う予定です。

(2) 各ハンセン病療養所からの永続保存対象リストの提出、並びに、これを具体化するための療養所ワーキングチーム会議の開催につき、現状を報告されたい。

(回答)

各療養所における検討状況は下表のとおりです。

厚生労働省としても、必要に応じて、他の療養所における選定の考え方、検討の進め方等を紹介するなどにより支援していく所存です。

松丘保養園	療養所内で対象を確認中。(結論時期：未定)
東北新生園	保存対象リストを作成済み。園及び入所者自治会との調整終了。結論済み。(ワーキンググループの開催予定なし。)
栗生楽泉園	未着手(結論時期：未定)
多磨全生園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
駿河療養所	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
長島愛生園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
邑久光明園	NPO 法人「ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会」にて歴史的建造物の保存状況や建造物の復元等調査検討中。(結論時期：未定)
大島青松園	入所者自治会等と調整中(12月頃)(結論時期：未定)
菊池恵楓園	保存対象リストを作成済み。園及び入所者自治会との調整は終了。(結論時期：未定)
星塚敬愛園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
奄美和光園	保存対象リストを作成済み。(結論時期：未定)
沖縄愛楽園	保存対象リストを作成済み。(結論時期：未定)
宮古南静園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)

(3) 各療養所ワーキングチーム会議で合意された建造物史跡等の永続的保存計画については、厚生労働省はこれを尊重し、令和3年末を目処に歴史的建造物保存等検討会を開催して確認を得た上、令和4年の翌年度予算概算要求に必要な工事費用を組み入れて、令和5年度から計画着手ができるよう、最大限の努力を求める。

(回答)

各療養所ワーキングチームで合意された保存対象リストの提出があり次第、歴史的建造物保存等検討会を開催し、本検討会で了承が得られたものについては、滞りなく工事に着手できるよう、予算確保に最大限努めます。

2 社会交流会館について

(1) 各療養所の社会交流会館における地域交流と歴史保存啓発活動の積極的推進をはかるために、統一交渉団との継続的協議の場を設置されたい。

(回答)

社会交流会館のよりよい運営に向けて有意義な議論が行えるよう、引き続き協議していきたいと思います。

(2) 上記協議を行う前提として、各療養所の社会交流会館の現状について調査報告を求める。特に、下記事項について整理した資料を提出されたい。

- ①学芸員等職員の人的体制
- ②交流室・研修室・展示室・資料収蔵室等の配備
- ③当該療養所内の歴史資料（事務文書や医療関係等の公文書を含む）に関する整理保存活動への取り組み状況
- ④当該社会交流会館の当面の課題

(回答)

※別添参照

3 旧菊池医療刑務支所

菊池医療刑務支所の歴史の普及啓発を、菊池恵楓園の新装社会交流会館で今後どのように実現していくのか、具体的に説明されたい。

(回答)

旧菊池医療刑務支所の歴史を後世に伝えることは大変重要であると考えており、厚労省としても、同支所の歴史が風化することのないよう、今後とも普及啓発に努めるとともに、社会交流会館に勤務する学芸員の活動費の支援など、普及啓発に必要な支援を行ってまいります。

4 医療基本法

医療基本法については、従来の共同骨子を発展させた医療基本法要綱案が、全原協、全療協を含む45団体の連名で、厚生労働省及び医療基本法制定をめざす議員連盟宛に提案されているところである。このような状況を踏まえ、従来どおり、基本的方向性を共有し、その制定に向けて必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

(回答)

「医療基本法」については、制定に向けた議員連盟が、平成31年2月6日に設立され、御議論が進められていると承知しています。

過去の協議会でもお答えしてきたとおり、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、我々の進める施策とも方向性を共有しているものと理解しています。

引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での御議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしてまいります。

第5 将来構想

1 問題の所在

- (1) 昨年の定期協議において確認された永続化についての意見交換会（所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を含む）が全く開催されていない。
- (2) 全療協では、有識者会議に諮問して、療養所の将来構想と永続化に関し提言を策定し、厚労省に提出しているが、この提言についての意見交換の場が設定されないままに経過しており、この提言を今後の施策に反映していく可能性が検討されていない。

2 要求事項

- (1) 療養所の永続化について、早急に意見交換会を再開すべきであり、療養所所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を検討されたい。
- (2) 全療協有識者会議が策定した将来構想、永続化に関する提言について、これを今後の施策に反映させることについての適否を検討するために、作業部会を設置されたい。

(回答) (1)と(2)まとめて回答

永続化については、国が責任を持って対応していくべきものと認識しており、施設の保存の考え方や将来の管理・運営の方法等について、統一交渉団の皆様と複数回、意見交換を行ってきました。

現状では、各療養所の実情に応じた対応が必要と考えており、療養所内の歴史的建造物等の保存の議論とも関わってくるものであり、この点については、一昨年度、各療養所に対し、歴史的建造物等の本格的な保存について検討を依頼しました。

また永続化については、地元自治体に関与していただくことも重要であると考えており、引き続き、問題の具体化に向けて、意見交換会において、定期的に統一交渉団と協議、検討してまいります。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

（回答）

厚生労働省としても、総理談話や家族補償法、改正促進法の趣旨を十分に踏まえつつ、元患者の方々やそのご家族の皆様のご意見を伺いながら、偏見や差別のない社会の実現に全力で取り組んでいく所存です。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

家族が相互に交流することを通じて自身の被害回復および家族関係の回復等を図るために、家族交流会事業を着実に実施すること、また、家族の社会参加を促進し、偏見差別の解消を図るために、講師等派遣事業を積極的に実施することを確認されたい。

なお、上記各事業の実施に際しては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

（回答）

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるよう、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の積極的な実施に努めてまいります。

また、両事業の実施に当たり、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束します。

3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと。
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること。
- (3) 各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること。

(回答)

今後とも、ご家族及び弁護団のご意見を伺いながら、相談体制の整備・充実を図ってまいります。

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるよう、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の着実な実施に努めてまいります。

第7 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

1 問題の所在

(1) 「患者血統家族調」の流出問題について

明治32年に全国的に実施された「癩病患者並血統家系調」の一部が、流出し、ネットオークションにかけられたという問題は、重大な人権侵害であり、この種の文書が、全国各地の公的機関だけでなく、私人によって保持されている可能性を明らかにしたものである。現在流出元とされている長野県において、調査等がなされているが、都道府県レベルの調査には、限界があり、厚生労働省としても、隔離政策を推進してきた立場から、この問題について、関係各省庁と連携しつつ、適切な対応をとるべき責任がある。

しかるに、この問題が明らかになって以降、厚労省は、この問題の重大性を認識しないままに何らの施策も講じていない。

(2) 全国の療養所に保存されている資料の今後の保存・管理の在り方について

私立の療養所を含めて、各地のハンセン病療養所には、入所者のカルテや解剖承諾書その他の個人情報をはじめとして、膨大な文書や標本等の資料が保存されている。しかしながら、これらの文書類については、その保存・管理に関する法律的な根拠が明確にされておらず、今後における流出や廃棄の危険性が指摘されている。このため、これらの資料の保存状況の調査と今後における管理の在り方を早急に検討し、必要な法整備を含めた対策を策定する必要がある。

2 要求事項

(1) 厚生労働省として、台帳流出問題に対して、どのような方針のもとで、どのような調査を行い、再発防止策を策定する考えでいるのか明らかにされたい。

(回答)

今回の事案の発生については大変遺憾です。

これまで偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた、元患者の方々やご家族の皆様の心情を考えると、再発防止を図ることが重要と考えます。

このため、まずは、今月初旬に当該オークションに係る会社と協議の場を設け、オークション出品物の削除措置等に係る申し入れを行い、必要な対応をする旨の回答をいただいたところです。

いずれにしても、引き続き、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んでまいります。

(2) 以上の2つの課題の今後の対処方針を具体化するために、有識者を交えての作業部会を設置されたい。

(回答)

厚労省としては、当事者の方のお声も伺いながら、検討を進めてまいります。

(別添)

社会交流会館の現状【2社会交流会館（2）関係】

①学芸員等職員の人的体制 及び ②社会交流会館の配備状況（令和3年11月1日現在）

区分	①人的体制		②配置状況					備考
	学芸員数	事務員数	交流室 (交流エリア)	研修室 (研修エリア)	展示室 (展示エリア)	資料収蔵室 (収蔵エリア)		
						一般公開	一般非公開	
松丘保養園	1	0	○	×	○	○	×	
東北新生園	0		×	×	○	×	×	※人員体制については、今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、東北は学芸員不在のため不明
栗生楽泉園	1	0	○	○	○	×	○	
多磨全生園								※多磨は社会交流会館未設置のため、対象外
駿河療養所	1	0	○	○	○	○	○	
長島愛生園	2	0	×	○	○	×	○	交流するエリアは、愛生会館等を活用。
邑久光明園	1	0	○	×	○	×	○	研修するエリアは、ふれあいホールを活用。
大島青松園	1	1	○	○	○	○	○	
菊池恵楓園	1	3	○	○	○	○	○	資料整理スタッフとして専属職員1名、再任用職員4名を配置。再任用職員の作業参加は週1,2日程度。事務員数3名の内訳は、園職員2名、財団雇用1名。
星塚敬愛園	1	0	○	○	○	○	○	
奄美和光園	0		×	×	○	×	×	※人員体制については、今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、奄美は学芸員不在のため不明。 交流・研修するエリアは、多目的ホール・自治会事務所を活用。 資料を収蔵するエリア（公開・非公開両方）は、治療管理棟3階図書室を活用。
沖縄愛楽園	2	1	×	○	○	○	○	
宮古南静園	0		○	○	○	○	×	※人員体制については、今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、宮古は学芸員不在のため不明。 資料を収蔵するエリア（非公開）は、文化センター内の図書館を活用。

③当該療養所内の歴史資料（事務文書や医療関係等の公文書を含む）に関する整理保存活動への取り組み状況（令和3年11月1日現在）

	取り組み状況等
松丘保養園	学芸員が個人的に、園内に点在する歴史資料（自治会等の私文書、園の公文書、写真、モノ資料など）の一部を把握しているが、園で統一した収集整理保存は進められていない状況である。具体的には、資料の整理保存を目的とした場所・施設が用意出来ていないことと、整理保存の方針が立っていないため、積極的に収集整理保存に踏み切れていない状況にある。また公文書特有の問題として、公文書の保存廃棄に関わる法律や規則により学芸員が関わるできないため、歴史資料として整理する以前に、そもそもの保存廃棄の判断を園担当者に任せることしかできない状況にある。一方で、社会交流会館の業務を審議する組織として「社会交流会館運営委員会」が今年から設置されたため、前述の状況が少しずつ進展すると考えられる。ただ、前述した公文書特有の問題のように、園内の議論だけでは判断できない問題もあり課題は多い。
東北新生園	今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、東北は学芸員不在のため不明。
栗生楽泉園	逝去した入所者の遺品収集と整理、及び入所者で組織される園内の各団体へ資料提供の依頼しています。
多磨全生園	なし（現在、預かっている資料がないため）
駿河療養所	所内各所に収納されていた文書をふれあいセンター資料保存庫へ移動させ、クリーニングや冷凍殺虫処理を行ったのち電子化する作業を行っている。（順次作業中）
長島愛生園	目録・デジタルデータ化終了（～S30までの園作成文書・らい文献目録一次資料） 目録・デジタルデータ化作業中（入所者自治会文書・園作成建築図面等文書）未整理（カルテ・医療情報）
邑久光明園	療養所の歴史的資料・公文書などは、療養所内で管理している。社会交流会館では、自治会の歴史的資料を管理しており、収蔵庫にて整理保存されている。
大島青松園	療養所作成の事務文書（公文書を含む）に関しては、直接雇用の職員でないため、社会交流会館関係文書以外には関与していない。ただし、カルテ庫の整備（保存環境の改善等）については、看護課の相談に応じ助言するとともに、具体的施策を講じた。自治会資料については、自治会の承諾を得て整理・保存（デジタル化を含む）を進めている。

③当該療養所内の歴史資料（事務文書や医療関係等の公文書を含む）に関する整理保存活動への取り組み状況（令和3年11月1日現在）

	取り組み状況等
菊池恵楓園	<p>恵楓園内に収蔵される「古い時期の文書」（目安としては開所から昭和末期まで）については、その全てを歴史資料館内に集約する方向で収集・整理を実施。現状ほぼそれが実現されている。歴史資料館資料目録上、事務文書5,918件、入所者カルテ 8,988件、「患者身分帳」 5,111件が登録されている（令和2/2020年 12月現在）。事務文書の目録記載については「公文書管理法施行令」7条に規定された情報を掲載しており、行政文書ファイル管理簿に近い形態のものを作成している。事務文書整理の過程において廃棄も実施したが廃棄文書4320件についても廃棄文書目録に掲載した。なお、文書の分類、保存・廃棄の判断は療養所幹部職員の立ち会いのもとに行われてきている。文書資料の園内活用の一例として、家族訴訟における入所者親類への補償金の支払いに関する調査での利用が挙げられる。補償金の支払いでは入所者と親類の同居期間の証明が必要となるが、その事実確認のために園福祉課が文書閲覧のために館を訪れるなど、有効な活用が実現されている。園内調査実施の他、展示での活用、資料写真集の刊行など個人情報保護しながらの様々な活用が実現されているが、これらは園の決裁を経て実施されている。全体としては資料館が園にとっての「組織アーカイブズ」の役割を果たすようなイメージで進められている。上記文書群はあくまで療養所が作成、或いは接受した文書であり、レコードグループを異にする自治会文書、入所者個人作成文書（日記やノート、個人所有の会議資料等）は別の基準で整理が推進されている。</p>
星塚敬愛園	<p>社会交流会館内に保存されている文書の整理保存を行っている途中です。</p>
奄美和光園	<p>今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、奄美は学芸員不在のため不明。</p>
沖縄愛楽園	<p>沖縄戦の影響で、愛楽園に残っている戦前の資料が非常に少ない。愛楽園交流会館の設立経緯として自治会が中心となってきたこともあり、交流会館の主な収蔵資料は自治会資料となる。福祉課が医療関係の資料や在園者に関する重要な資料をいくつか保管していることは把握している。廃棄文書が交流会館に移管される流れは現在できておらず、資料が廃棄されているため、厚労省から資料移管に関して各園に通知を出すなど、何らかの対応を検討してほしい。</p>
宮古南静園	<p>今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、宮古は学芸員不在のため不明。</p>

④当該社会交流会館の当面の課題（令和3年11月1日現在）

	当面の課題等
<p>松丘保養園 社会交流会館</p>	<p>③で既に述べたように、資料保存のための場所・施設が不足していることが当面の大きな課題である。現在、事務本館の空き部屋等を資料の置き場所として使用しているが、資料の保存場所としては問題が多い。同様に③で述べた、公文書の整理保存に関わることも当面の課題である。</p> <p>また、長期的・継続的に資料の収集整理保存、社会交流会館の運営をしていくような、いわば業務の継続性にも課題がある。社会交流会館の意義について職員間で一定の理解があるとは言えず、その時々の方長や職員個人の理解に頼らざるを得ない部分がある。加えて国立の施設であるため職員の転勤は避けられず、必ずしも新任の職員が社会交流会館の業務に理解を示すとは限らない。そのため引き継ぎのされ方によっては、今までの議論や積み上げた業務が振り出しに戻る可能性がある。今年には幸運にも運営委員会の設置と開催が出来たが、次年度以降も継続できるかはわからない。</p>
<p>東北新生園 社会交流会館</p>	<p>今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、東北は学芸員不在のため不明。</p>
<p>栗生楽泉園 社会交流会館</p>	<p>館内展示物の説明文書の再精査と校正、また現在の展示物の陳列方法を再考すること。</p>
<p>多磨全生園</p>	<p>多磨は社会交流会館未設置のため、対象外。</p>
<p>駿河療養所 社会交流会館</p>	<p>①建物の老朽化と構造によるカビ対策や温湿度管理が難しい事 ②展示室が狭く十分な展示が出来ない事</p>
<p>長島愛生園 社会交流会館</p>	<p>収蔵環境の改善・見学者増加に関する展示施設の充実・資料（建造物）の保存と活用・入所者の高齢化による語り部の減少</p>
<p>邑久光明園 社会交流会館</p>	<p>学芸員が1名体制のため、見学者等への対応が十分に行えない時がある。今後は、土日祝日の会館も検討課題になると思う。</p>
<p>大島青松園 社会交流会館</p>	<p>全国で唯一の完全離島という立地から、療養所の永続化問題に関連してどのように資料（歴史的建造物を含む）を維持・保存・継承していくか、その中で社会交流会館がいかに機能するかが課題である。</p>

④当該社会交流会館の当面の課題（令和3年11月1日現在）

	当面の課題等
<p>菊池恵楓園 社会交流会館</p>	<p>公文書管理法と現状の矛盾については園・自治会双方が理解している（自治会は園文書群を直接閲覧できる立場には無いが、文書群の重要度については把握している）。園内歴史資料館運営委員会ではこの問題が議題にも挙がっており、そのなかで自治会は「歴史資料館に集約された文書の散逸、移動は認めない」という意向を示している。自治会は今後、全療協運動のなかで公文書の現地保存を要請項目の一つに位置づけていきたいとも考えている。法律レベルの問題とは別に、喫緊の課題として収蔵スペースの確保が今後不足することが予測される。歴史資料館内にはリニューアル改修工事を経て書庫（日光が入らない24時間空調稼働、壁材は調湿建材の部屋、71.6㎡）が整備されたが、今後、公文書群とは別に入所者自治会作成文書群を移管させるとスペースの確保が難しくなる。</p>
<p>星塚敬愛園 社会交流会館</p>	<p>「啓発」コロナ禍における啓発、人権問題としての啓発活動の進め方 「資料整理」文書及び資料整理の為に収蔵スペースの確保・設備拡充・人員補充 「展示室」展示室のスペースの拡張、展示内容見直し</p>
<p>奄美和光園 社会交流会館</p>	<p>今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、奄美は学芸員不在のため不明。</p>
<p>沖縄愛楽園 社会交流会館</p>	<p>これまで企画展やイベント、講座の開催に関する費用は自治会が支出してきたが、在園者の減少により、その支出が難しくなっている。 愛楽園は戦争の影響で戦前の資料の残存が非常に少なく、戦後すぐの資料は当時の紙質がよくなかったこともあり、劣化が進んでいる。デジタル化や保存を進める必要がある。 在園者の遺品について交流会館から廃棄前に連絡がほしいと連絡はしているものの、家族の引き取りが済んだ後、職員が廃棄することも多く、引き取りに課題がある。 また、館ができて6年経過したが、台風や大雨の際、1階ロビーや講話室に雨が侵入する。 全体に関することだが、年齢制限などで退職予定の職員がいる場合、職員退職後に採用するのではなく、職員がいる間に採用して館の活動状況の把握や引継ぎを行えるようにできる体制が必要。</p>
<p>宮古南静園 社会交流会館</p>	<p>今回、社会交流会館の学芸員に対し聴取しているものであり、宮古は学芸員不在のため不明。</p>

令和2年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病遺棄国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下これらを総称して「統一交渉団」という。）は、平成13年7月23日付「基本合意書」、同年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和2年10月29日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議する。
- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師の確保については、へき地・離島に所在する等の地理的状況及び民間医療機関等に比較して給与等の経済的処遇の格差が大きいことが欠員を生じる要因となっていると考えられるところ、園長及び副園長の処遇については人事院との協議に基づき一定の改善がなされたところであり、また、令和元年11月に公布されたハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号。以下「促進法改正法」という。）の規定による医師の兼業規制の緩和により、医師が確保される事例も見られるところである。しかしながら、なお十分な改善に至っていないとの認識の下、厚生労働省は、園長及び副園長をはじめとする医師の確保のために必要な調整を最大限行うとともに、統一交渉団とも協議しつつ、医師の確保に関する課題の解決のために更なる処遇改善を含む具体的施策を実施し、引き続き医師の確保に最大限努める。
- (2) 国立ハンセン病療養所の定員に関する平成26年8月15日付「合意書」を踏まえつつ、高齢化の進行等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること等を踏まえ、来年度の定員要求の実現に努めるなど、引き続き良好で平穏な療養体制の充実を図るために必要な人員確保に取り組む。三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇については、引き続き人事院に対してその増額を求めるなど、その改善に努める。令和3年度以降の定員及び介護等に関する人員確保についてその重要性を認識しつつ、協議するための機会を検討する。
- (3) 国立ハンセン病療養所の賃金職員及び期間業務職員については定員状況を踏まえつつ引き続きその定員化に努める。各国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用は重要であるとの認識の下、賃金職員及び期間業務職員の処遇については日額単価が定員職員と同等となるよう引き上げるなど処遇改善に努めているところであるが、定員内の職員の退職後の補充及び賃金職員等の定員化後の期間業務職員の補充については、必要な期間業務職員について新規採用が可能であることを厚生労働省から各国立ハンセン病療養所に対して改めて周知するとともに、入所者の不安及び介護ニーズの高まりに対する指摘を踏まえ、各国立ハンセン病療養所の採用要求について従前同様に真摯に対応するなど、療養環境の維持等のために必要な人員を確保する。
- (4) 各国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充について、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要

な職員を確保する。

- (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航について、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組むとともに、運航関連施設の早期の改善整備等に向けて関連自治体等との連携協力に積極的に取り組む。
各国立ハンセン病療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各国立ハンセン病療養所入所者の意向を踏まえつつ、引き続き、検討する。
- (6) 入所者一人ひとりの意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会の組織（以下「委員会組織」という。）に関し、厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議を引き続き開催する。各国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修を引き続き実施することとし、これに向けて必要な事項を協議する。
国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、各国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提とし、入所者の療養環境への影響が大きい事業を進めるに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下「全療協」という。）や入所者自治会等の必要な関係者に対して説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。
- 3 (1) 地域において、足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現する。
特に、沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者との意見交換を行っていく。また、医療及び介護制度について必要な情報を積極的に提供する。
- (2) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現する。
特に、回復者の多い沖縄県においては、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図る。また、全国的に充実した相談支援が受けられるように検討するとともに、再入所の原因を分析し、相談支援体制の充実を努める。
- (3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を早急に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。
- (4) ハンセン病患者・元患者の家族を含むハンセン病に対する偏見差別を解消するため、「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場」での検討を踏まえ、これまでの普及啓発の検証を行い、今後の改善策を検討する。
- 4 (1) 大島青松園・キリスト教聖交会教会堂の緊急補修については令和2年度中に改めて設計業務の調達を行う。平成31年3月の「歴史的建造物の保存等に関する検討会」で取りまとめられた本格的保存に向けた「基本的考え方」に基づき、「歴史的建造物等」には史跡も含まれるとの認識の下、各国立ハンセン病療養所で選定された史跡については、重要性の高いものとして保存を進めていく。永続保存に関する各国立ハンセン病療養所の保存対象リスト案の作成については、厚生労働省としても積極的に支援していく。

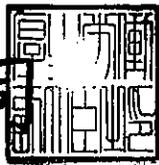
- (2) 社会交流会館については、全療協と相談しながら、学芸員の増員及び複数配置を進める。国立ハンセン病資料館は、語り部からの聞き取り調査の支援を行う。社会交流会館の運営が円滑に実施できるよう努める。社会交流会館は地域における歴史を伝えるとともに、入所者と地域住民との交流の場として重要であり、より適切な運営に向けた協議の場を設けることとし、進め方も含めて統一交渉団と相談する。
- (3) 菊池医療刑務支所の歴史を後世に伝えることは大変重要であり、歴史が風化することなく継承されるよう、厚生労働省は今後も普及啓発に努める。
- (4) 全国ハンセン病療養所入所者協議会等の取りまとめた「医療基本法共同骨子」に挙げられている項目はいずれも重要な視点であり、厚生労働省と統一交渉団は、進める施策と方向性を共有しており、この姿勢を今後も堅持する。
- 5 (1) 引き続き、国立ハンセン病療養所の医療及び介護体制の整備並びに充実に努めるとともに、国立ハンセン病療養所の将来構想並びに医療及び介護の在り方については、当事者である入所者の意向を確認しながら誠実に対応する。
- (2) 国立ハンセン病療養所の永続化に関する課題については、国が責任を持って対応すべきものであることを確認し、今後も、統一交渉団との意見交換会でその具体的内容について協議及び検討を行うこととするが、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会との協力関係を構築するため、当該意見交換会への同協議会のオブザーバー参加等について、検討する。
- 6 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及び促進法改正法の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。
- (2) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、家族及び家族訴訟弁護団と協議しつつ、相談体制の整備及び充実に努める。
- (3) 家族関係の回復及び偏見差別の解消を図るため、家族及び家族訴訟弁護団と協議しつつ、家族交流会事業及び講師等派遣事業を着実に実施する。

令和3年 7月14日

統一交渉団
代表

志村 康 

ハンセン病問題対策協議会座長
厚生労働副大臣

山本 博司 

事前質問事項（社会復帰・社会生活支援）

統一要求書の第2の2、3について議論するには、現状について把握することが不可欠であるので、事業の実施状況等について、事前に回答を頂きたい。

1 令和3年度の社会復帰関係事業の実施要領を交付されたい。

令和2年度からの変更点があれば説明されたい。

→ **実施要領については別紙のとおり。令和2年度からの変更点については、事業メニューに「ハンセン病元患者家族関係回復等支援事業」を追加している。**

2 令和2年度の社会復帰等に対する支援事業のうち相談事業の実施状況

- ・派遣のべ回数、支援をした退所者の実数、対応した相談員の実数
- ・登録相談員の数および職種別人数、地域別人数
- ・電話相談の受付のべ件数、電話相談をした人の人数、地域別の人数（又はのべ件数）
- ・具体的な支援例
- ・登録相談員への研修の回数・内容
- ・評価委員会の構成、議論状況

3 令和2年度の社会復帰等に対する支援事業のうちピア相談の実施状況

- ・派遣のべ回数、支援をした退所者の実数、対応した退所者の実数
- ・登録している退所者の数および地域別人数
- ・具体的な支援例
- ・登録相談員への研修の回数・内容

4 令和2年度の社会復帰等に対する支援事業のうち講演等の実施状況

- ・派遣のべ回数、派遣された退所者の実数
- ・講演等の受け入れ先の実数
- ・登録している退所者の数および地域別人数
- ・具体的な講演先の例
- ・講演等に対応している退所者への研修の回数、内容

→ **2～4の回答については別紙一覧のとおり。**

5 再入所に関して

- ・令和元年度の再入所者の数

→ **22人（延べ人数）**

- ・うち再入所の際に配偶者がいる者の数

→ **プライバシー等の関係もあり入所者から聴取不可。**

- ・再入所の理由

→ **プライバシー等の関係もあり入所者から聴取不可。**

- ・令和2年度の再入所者の数

→ **21人（延べ人数）**

- ・うち再入所の際に配偶者がいる者の数

→ **プライバシー等の関係もあり入所者から聴取不可。**

- ・再入所の理由

→ **プライバシー等の関係もあり入所者から聴取不可。**

(別 紙)

ハンセン病対策事業実施要領

1 ハンセン病に関する普及啓発事業の実施

(1) 目 的

社会交流事業の実施等の啓発普及活動及び地域の特性をいかした地域啓発の推進を通じ、広く国民に対してハンセン病に関する知識の普及啓発を行うことにより、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深めることを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①社会交流事業の実施

地域住民との交流の機会が少なくなっているハンセン病療養所（以下「療養所」という。）入所者が、療養所周辺等の地域住民等と交流を深めることによって、一般社会のハンセン病に対する偏見を払拭するために、各療養所及び入所者自治会（以下「自治会等」という。）が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に対して助成を行う。

ア 対象事業及び助成対象者

助成対象と事業は自治会等が行う花見、盆踊り、文化祭などの催し物及び入所者が行っている各サークル活動等であって必ず入所者以外の地域住民等が参加できるものとする。なお、入所者が療養所の外に出て行う活動に要する経費についても、本事業の対象とするが、いずれもその主催者は自治会等及び全国ハンセン病療養所入所者協議会のいずれかであるものとする。

イ 実施方法等

本事業を遂行するに当たっては、「社会交流事業助成要綱」を作成し、自治会等に対して周知する。

ウ 帳簿書類

社会交流事業費支出に当たり、次の帳簿を備え付け、常にその内容等事業の実施状況を明らかにしておかなければならない。

(帳簿書類)

- ・社会交流事業実施一覧表（別紙様式第1号）
- ・社会交流事業実施報告書（別紙様式第2号）

②地域啓発推進事業

ハンセン病に対する偏見・差別は地域により異なる。そこで、地域の事情に応じた効果的な啓発を推進するため、各療養所等に「地域啓発推進員」を置き、地域の特性をいかした啓発活動を行う。

なお、「地域啓発推進員」は、ハンセン病対策に十分な経験を有するか、ハンセン病に対して深い理解を有する者であること。

2 社会復帰者等に対する支援事業の実施

(1) 目的

療養所を退所し社会復帰した者の中には、地域の中で生活していく上で、ハンセン病に対する偏見・差別、長期にわたる療養所生活、後遺症あるいは高齢などの理由により医療、生活、就労等において様々な問題に直面することがある。

また、元ハンセン病患者とその家族の中には、過去の隔離政策により家族関係がいまだに回復していない者がいる。

このため、社会復帰者や元患者家族に対して助言を行うなど、問題解決のための相談窓口を設置するとともに、社会復帰する際に必要となる生活基盤の整備（住宅、日用品、就労準備等）等に対する支援や家族関係回復のための支援などを行うことを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①社会復帰者等相談事業

療養所を退所し社会復帰した者が、医療、就労、職場等における対人関係等において、ハンセン病を患ったことが原因で直面する様々な問題と高齢等による昨今の厳しい社会状況下の生活不安等を少しでも解決するため、また過去の隔離政策により元患者との家族関係が回復できていない者の相談に応じるために、相談窓口を設置し、社会復帰者及び元患者家族を対象に相談事業を行う。

ア 実施方法

療養所のケースワーカー、都道府県のハンセン病担当者、ピアサポーター等との連絡を密にし、必要に応じ職員等が現地に出向き相談に応じるなど、社会復帰者等に対するきめ細かな相談事業を実施する。

イ 相談内容の整理

社会復帰者等を可能な限りで把握し、現状把握に努めるとともに、相談内容及び対応等について整理し、その内容等を明らかにしておかなければならない。

ウ 相談事業従事者の要件

ハンセン病対策に十分な経験を有するか、ハンセン病に対して深い理解を有し、相談の実効を十分に上げることができる者であること。

エ 評価委員会の設置

相談事業の実施方法・実施状況について意見を求めるために、元患者等の当事者、有識者等で構成される評価委員会を設置するものとする。

②社会復帰支援事業

療養所から退所し社会復帰を希望する者に対してその自立を支援するために、退所する際に必要となる経費（住宅の確保、引越し、日用品の購入、技能の取得及び就労の準備に要する費用）及び復帰後一定期間経過後に必要な社会生活訓練資金について支援を行う。

ア 対象者の範囲

支援の対象は、現に療養所に入所しており3か月以内に退所を希望する者又は療養所を退所してから初回申請時まで6か月を経過していない者とする。

イ 支援の種類

- (ア) 住宅準備費用
- (イ) 引越費用
- (ウ) 日用品準備費用
- (エ) 技能習得費用
- (オ) 就労準備費用
- (カ) 自立生業費用
- (キ) 障害・介護用品費用
- (ク) その他

ウ 支援限度額

総額250万円の範囲内において、その実支出額を支援する。

エ その他申請方法等

本事業の対象者の範囲、支援の種類及び申請方法等の事業実施に当たっての詳細については、別に定める「社会復帰支援事業の実施について」（平成16年6月25日健疾発第0625001号厚生省健康局疾病対策課長通知）により行う。

オ 帳簿書類

社会復帰支援事業の支出に当たり、本業務の実施状況を明らかにしておくための帳簿書類を備えておかなければならない。

3 ハンセン病対策促進事業の実施

(1) 目的

ハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について、地方公共団体における新たな取組を支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進する。

(2) 事業内容及び実施方法

①選定・評価委員会の設置

支援事業の選定及び評価について意見を求めるために、当事者、有識者等で構成される選定・評価委員会を設置するものとする。なお、選定・評価委員会には厚生労働省担当者も参画するものとする。

②支援事業の選定

地方公共団体に対してハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や元患者等の福祉の増進等に資する新たな取組を公募し、応募のあった事業の中から、予算の範囲内において支援事業を選定し、当該結果を応募者に通知するものとする。

なお、支援事業の選定に当たっては、選定・評価委員会の意見を求めるものとする。

③支援方法

支援事業の実施者と調整の上、支援事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

④支援事業の実施成果の評価

支援事業の実施者から実施状況等を聴取し、選定・評価委員会において評価を求めるものとする。

⑤事例集の作成・周知

支援事業の概要、実施状況及びその評価を取りまとめるとともに、厚生労働省と協議の上、地方公共団体等に周知を図るものとする。

4 ハンセン病元患者家族関係回復等支援事業の実施

(1) 目的

ハンセン病元患者家族等（以下「家族」という。）が、ハンセン病に対する偏見差別の中で家族関係を形成することが困難であった事情を踏まえ、同様の経験を持つ家族相互の交流を通じて、家族関係の回復を図ることを目的とする。

また、家族自身による社会参加への支援を通じて、家族がこれまで受けてきたいわれのない偏見差別の解消を図ることを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①家族交流会事業

- ・ 全国を北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州、沖縄のブロックに分け、家族交流会を開催する。（地域の実情に応じて、ブロックの統合・分割も可とする。）
 - ア 家族交流会は、ブロック毎に年3回程度開催する。
 - イ ブロック毎に、家族交流会の開催を支援する「家族交流推進員」を指定する。
 - ウ 家族交流会の開催に当たっては、必要に応じて、家族交流推進員らによる企画会議を行う。
 - エ 家族交流会には、必要に応じて医師や福祉関係者等の外部有識者を講師として招聘することも可とする。
 - オ 家族交流推進員については、当事者である家族や弁護士・社会福祉士等、職種を問わず幅広く登用する。
 - カ 家族交流推進員としての活動を希望する者に対して、必要に応じて研修を行う。
- ・ 各ブロックの家族が集まることができる全国的な家族交流会（以下「全国交流会」という。）を開催する。
 - ア 全国交流会は、年1回開催する。
 - イ 全国交流会の開催に当たっては、家族交流推進員で構成される実行委員会を組織し、企画・検討を行う。
 - ウ 全国交流会には、必要に応じて医師や福祉関係者等の外部有識者を講師

として招聘することも可とする。

②講師等派遣事業

- ・ 当事者である家族を「啓発推進員」として指定し、地方公共団体や企業、学校等に講師等として派遣する。
 - ア 啓発推進員については、講演可能な地域や対象、身体的状況（移動時の介助要否など）等について情報を把握し、講師等派遣を行う際に十分配慮する。（介助を要する家族を派遣する場合、介助者の随行を可とする等）
 - イ 啓発推進員としての活動を希望する者に対して、必要に応じて研修を行う。
- ・ 国立ハンセン病資料館や全国の国立ハンセン病療養所の社会交流会館等と協力して講演先を調整するほか、啓発推進員が既に開拓した講演先を活用する等、講師等派遣の機会の確保を図る。
- ・ 啓発推進員が集まる全国会議を開催し、研修や経験交流を行う。
 - ア 全国会議は、年1回開催する。
 - イ 全国会議の開催に当たっては、啓発推進員で構成される実行委員会を組織し、企画・検討を行う。
 - ウ 全国会議には、必要に応じて教育関係者等の外部有識者を講師として招聘することも可とする。

③共通事項

- ・ 家族交流推進員及び啓発推進員は兼ねることができる。
- ・ 全国交流会と全国会議は同時に開催することができる。（それぞれの実行委員会で判断された場合に限る。）
- ・ 各事業の実施（開催ブロックの整理や家族交流推進員・啓発推進員の指定を含む）に当たっては、事前にハンセン病家族訴訟原告団及び同弁護団と協議する。

令和3年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書事前質問（社会復帰部分）に係る回答（事前質問事項2～4）

事前質問事項2 相談事業の実施状況

(1)	派遣のべ回数	261
	支援した退所者の実数	31
	対応した相談員の実数	15
(2)	登録相談員の数	26
	職種別人数	
	社会福祉士	15
	精神保健福祉士	4
	介護福祉士	2
	保健師	2
	看護師	3
	地域別人数	
	北海道	1
	東北	2
	関東	10
	東海・北陸	0
	近畿	10
	中国・四国	2
	九州	0
沖縄	1	
(3)	電話相談の受付のべ件数	198
	電話相談をした人の人数	31
	地域別の人数(又はのべ件数)	
	北海道	0
	東北	0
	関東	5
	東海・北陸	0
	近畿	8
	中国・四国	1
	九州	0
沖縄	1	
(4)	具体的な支援例	安否確認、受診同行、書類等の点検等
(5)	登録相談員への研修の回数	2
	登録相談員への研修の内容	Zoomにて実施例を挙げ、ディスカッションを行う等
(6)	評価委員会の構成、議論状況	Zoomにて当協会評議員、有識者による検討会を開催

事前質問事項3 ピア相談の実施状況

(1)	派遣のべ回数	1
	支援した退所者の実数	1
	対応した退所者の実数	1
(2)	登録している退所者の人数	20
	地域別人数	
	関東ブロック	5
	近畿ブロック	8
	中国・四国ブロック	1
	九州ブロック	2
沖縄ブロック	4	
(3)	具体的な支援例	退所者給付金の説明等
(4)	登録相談員への研修の回数	1
(5)	登録相談員への研修の内容	マニュアル集の配布と説明

事前質問事項4 講演等の実施状況

(1)	派遣のべ回数	28
	派遣された退所者の実数	7
(2)	講演等の受け入れ先の実数	17
(3)	登録している退所者の人数	20
	地域別人数	
	関東ブロック	5
	近畿ブロック	8
	中国・四国ブロック	1
	九州ブロック	2
沖縄ブロック	4	
(4)	具体的な講演先の例	西宮市勤労会館、大阪府立松原高等学校、回復者支援センター他
(5)	講演等に対応している退所者への研修の回数・内容	0

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
(平成十三年六月二十二日法律第六十三号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我々は、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下「補償金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。)によりらい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧らい予防法」という。)第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。)その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国内ハンセン病療養所」という。)に入所していた者であって、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているもの
- 二 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法(明治四十年法律第十一号)第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国外ハンセン病療養所」という。)に入所していた者であって、施行日において生存しているもの(前号に掲げる者を除く。)

(補償金の支給)

第三条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

(請求の期限)

第四条 補償金の支給の請求は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる日から起算して五年以内に行わなければならない。

- 一 第二条第一号に掲げる者 施行日。ただし、昭和二十年八月十五日までの間に国外ハンセン病療養所に入所していた者については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号。以下「改正法」という。)の施行の日とする。
- 二 第二条第二号に掲げる者 改正法の施行の日
- 2 前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかった者には、補償金を支給しない。

(補償金の額)

第五条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

- 一 昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千四百万円
 - 二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千二百万円
 - 三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千万円
 - 四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 八百万円
 - 五 第二条第二号に掲げる者 八百万円
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であって、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間（昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分	退所期間	額
前項第一号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上二百六月未満	四百万円
	二百六月以上	六百万円
前項第二号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上	四百万円
前項第三号に掲げる者	二十四月以上	二百万円

- 3 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。
- 4 昭和三十五年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間の退所期間の月数については、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。
- 5 前条第一項第一号ただし書に規定する者が施行日から起算して五年を経過した後に補償金の支給の請求をした場合における補償金の額は、前各項の規定にかかわらず、八百万円とする。

(支払未済の補償金)

第六条 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

- 2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。
- 3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第七条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、そ

の価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

- 2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(譲渡等の禁止)

第八条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(名誉の回復等)

第十一条 国は、ハンセン病の患者であった者等（第二条第二号に掲げる者を除く。次項において同じ。）について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年二月一〇日法律第二号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律による改正後のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二号に掲げる者（この法律の施行前に死亡した者を含む。）であってこの法律の施行前に新法の規定により支給される補償金に相当する補償金の支給を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律の施行の日において新法第三条の規定による補償金の支給の請求があったものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、その者がこの法律の施行前に死亡したときにおける新法第六条第一項の規定の適用については、同項中「ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これ」とあるのは、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号）附則第二項に規定する者が同法の施行前に死亡したときは、その者に係る補償金」とする。

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成二十年六月十八日法律第八十二号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障（第七条—第十三条）

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助（第十四条—第十七条）

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼（第十八条）

第五章 親族に対する援護（第十九条—第二十四条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯(し)に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない

ここに、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題

であって、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

（基本理念）

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

(国立ハンセン病療養所における療養)

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者(国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。)に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所)

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの(以下「退所者」という。)又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するものうち、厚生労働大臣が定める者(以下「非入所者」という。)が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置)

第九条 国は、入所者(第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。)に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(意思に反する退所及び転所の禁止)

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のための措置)

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

(国家公務員法の特例等)

- 第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表(-)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。
- 一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合
 - 二 報酬を得て、行うこととなる場合
- 2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。
- 3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。
- 4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（良好な生活環境の確保のための措置等）

- 第十二条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。
- 2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

（福利の増進）

- 第十三条 国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

（社会復帰の支援のための措置）

- 第十四条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものと

する。

(ハンセン病療養所退所者給与金等の支給)

第十五条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2 国は、特定配偶者等（前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。

3 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び第二項の特定配偶者等支援金並びに前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金等」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 租税その他の公課は、給与金等を標準として、課することができない。

(ハンセン病等に係る医療体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国

立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であった死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 親族に対する援護

(親族に対する援護の実施)

第十九条 都道府県知事は、入所者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現所在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けすることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

- 2 前項の規定による援護(以下「援護」という。)は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。
- 3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。
- 4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の支弁)

第二十条 都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならない。

(費用の徴収)

第二十一条 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第二十二条 国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁す

る費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第二十三条 租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができない。

2 援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第二十四条 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(らい予防法の廃止に関する法律の廃止)

第二条 らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

(らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった前条の規定による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律（以下「旧廃止法」という。）第六条の規定による援護については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

(厚生労働省令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

二三法律五三) 抄

(罰則に関する経過措置)

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二五年一月一日)

附 則 (平成二六年十一月二七日法律第一二一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者(新法第八条第一項に規定する退所者をいう。)でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び一親等の尊属についても、適用する。

(検討)

第三条 国は、非入所者(新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。)の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年十一月二十二日法律第五十六号)

この法律は、公布の日から施行する。

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 (令和元年法律第五十五号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償金の支給（第三条—第十八条）

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（第十九条—第二十三条）

第四章 名誉の回復等（第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条—第二十九条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法（以下この項において「旧らい予防法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者
 - 二 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者（前号に掲げる者を除く。）
 - 三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者（前三号に掲げる者を除く。）
- 2 この法律において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあっては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。）に住所を有しなかった場合にあっては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者（当該各号に該当する者であった期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であって、この法律の施行の日（第九条第二項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。
- 一 ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。）
 - 二 ハンセン病元患者の一親等の血族
 - 三 ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - 四 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）
 - 五 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - 六 ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

七 ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

第二章 補償金の支給

(補償金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。

(補償金の額)

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病元患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 百八十万円
- 二 第二条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者 百三十万円

(既に支給を受けた補償金との調整)

第五条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給（第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。）を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整)

第六条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給（同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

(異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整)

第七条 補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族（ハンセン病元患者家族に限る。）として国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の補償金を支給する。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第八条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(補償金に係る認定等)

第九条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求（以下この章において単に「請求」という。）は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

(支払未済の補償金)

第十条 ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この条及び第二十五条において「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(請求書の提出)

第十一条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 請求に係るハンセン病元患者の氏名
- 三 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）
- 四 請求に係るハンセン病元患者が国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた場合にあつては、当該入所していた国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所の名称及びその期間
- 五 請求に係るハンセン病元患者との関係及び当該関係にあつた期間
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

(厚生労働大臣による調査)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定（次項及び次条第六項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出

頭を命じることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求に係る審査)

第十三条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により当該請求者がハンセン病元患者家族であること(同項各号のいずれに該当するかの別を含む。)を確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を求めなければならない。

2 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

4 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があったハンセン病元患者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(公務所等の協力)

第十四条 公務所又は公私の団体は、第十二条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十五条 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第十六条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十七条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十八条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(審査会の設置)

第十九条 厚生労働省に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第二十条 審査会は、五人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 名誉の回復等

第二十四条 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章 雑則

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（次条第一項及び第二十八条において「機構」という。）に委託することができる。

(ハンセン病元患者家族補償金支払基金)

第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。）に要する費用（補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

(交付金)

第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公

布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(譲渡等の禁止等)

第三条 この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病元患者家族等に対して国から金銭が支給される場合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。